

諮 問 書

和光市健康づくり基本条例第15条第1項の規定に基づき、
次のとおり諮問する。

諮問事項

第三次健康わこう21計画等の策定及び市民アンケート
の実施について

令和8年3月27日

ヘルスソーシャルキャピタル審議会
会 長 村 山 洋 史 様

和光市長 柴崎 光子